

2016年10月6日

東北経済産業局資源エネルギー環境部
電力・ガス事業課 様

宮城県生活協同組合連合会

「指定旧供給区域等の指定（東北経済産業局所管分）に対する意見」

宮城県生活協同組合連合会は、現実に宮城県で生活している消費者から見たとき、宮城県の古川ガス株式会社、石巻ガス株式会社、塩釜ガス株式会社が、現時点で適正な競争環境にあるとは判断できないため、当面家庭用を含むガスの小売全面自由化後も、経過措置として小売料金規制を課す対象として指定するよう求めます。

1. 当県において古川ガス株式会社は、4,615世帯（供給区域内家庭用普及率31.7%）、石巻ガス株式会社は9,206世帯（供給区域内家庭用普及率29.8%）、塩釜ガス株式会社は10,675世帯（供給区域内家庭用普及率46.9%）に都市ガスを供給してきた事業者です。（経済産業省「平成25年度供給区域内普及率実績（平成27年度供給計画）」）
2. しかし当県においてガスの小売全面自由化にあたり、家庭用都市ガス小売事業に新規参入を表明している事業者は存在せず、その可能性も見えません。都市ガス事業者間の競争が見通せないなかで、料金規制を解除すべきでなく、この3社を小売料金規制を課す対象事業者として指定すべきと考えます。
3. 当該地域では一般的にLPガス料金のほうが高い状況をふまえると、都市ガス事業者の新規参入がない限り、経過措置料金規制を解除したあとに、家庭用都市ガス料金がLPガスの料金水準まで引き上げられる恐れを否定できません。競争を通じて料金を引き下げることが自由化の目的に反して、「規制なき独占」の下で家庭用都市ガス料金の引上げが懸念されます。
4. 家庭用エネルギーは生活に不可欠であることから、自由市場を前提としつつも、消費者の利益や権利が尊重されるよう、地域的・経済的な事情等により、利用に困難をきたす消費者を生まないよう一定の行政関与が必要です。
他国の実情をみても、エネルギーシステム改革により法令が改正されても、事業者がより良いサービスや低価格を競うことで消費者が利益を受けられるような自由市場はすぐには成立せず、制度改善の積み重ねが必要となっています。
消費者および社会の利益に沿う制度となっているかどうか、検証する場を消費者の参画も得て設定すべきと考えます。